

徴収困難事例における法的対応 —民事訴訟・民事執行等の裁判手続が必要 となる滞納整理

弁護士 瀧 康暢

市町村税の徴収実務で都市伝説的に語られる誤りを指摘する方法で、研修の内容を紹介したい。

都市伝説とは、本当にあったとして語られる『実際には起きていない話』である。

租税徴収の現場では、以下の都市伝説をもって、給料差押後の取立訴訟、相続財産管理人選任の申立、仮代表取締役選任の申立、先順位担保登記のある不動産の公売、多重債務者の生活再建型滞納整理を「やらない理由」とすることがある。その誤りに気づいて、さらに一步踏み込んだ滞納整理を行ってほしい。

〈Urban legend 1〉

給料差押後、雇用主が支払ってこない場合、そのまま何もしなくても大丈夫

〈The fact and answer〉

重大な誤り。差押債権（給料債権）が、2年で時効消滅する。場合によっては、地方公共団体は、国家賠償責任を負う。

〈Comment〉

1 給料債権が時効消滅する理由

債権の差押えにより、滞納者は債権の取立てその他の処分が禁止され、徴収職員が取立権を取得します（徴収法62）。給料債権の差押えでは、差押えを受けた額の範囲で、滞納者は給料の支払いを受けられなくなります（＝滞納者は給料債権の取立てができない）。

債権の差押えは、差押えに係る滞納税の消滅時効の中断（更新）事由に該当し（通則法72③、

前民147②、改民148①一）、滞納税の消滅時効は中断します。しかし、被差押債権（給料債権）の消滅時効の中断事由にはならないので、その消滅時効は進行を続けます。

このことから徴収職員は、差し押さえた債権が時効消滅する前に取立てを確実にを行う義務があります（徴基通67-7）。

例えば、給料差押え後、2年が経過した場合、雇用主は差し押さえられた給料の消滅時効を援用できます（第三債務者は、債務者に対する抗弁をもって、差押債権者に対抗できる）。もし、雇用主が、滞納者の給料から差押額を天引きしながら、地方公共団体にこれを納付していなかった場合には、滞納者は、給料を受け取れない、また滞納税額も減らない結果となることから、地方公共団体は、取立義務違反により滞納者に損害を与えたものとして、国家賠償法により損害賠償義務を負うことになります。

2 給料差押え後の取立訴訟の実情

市町村アカデミー、JIAMの研修生への挙手アンケートでは、給料債権の差押えは、ほぼ全ての地方公共団体が行っています。同じく、差押え後、任意に支払わない雇用主をほぼ全ての地方公共団体が共通して抱えています。

一方、雇用主が任意に支払わない場合に、取立訴訟（支払督促申立を含む）を行っている団体は、毎回120近い受講者のうち多いときで3団体、少ないとゼロです。54の中核市でも、5



瀧 康暢 (たき やすのぶ)

- ◆略歴 1986年 東京都立大学法学部政治学科卒業
1994年 弁護士登録
- ◆公職 千葉県船橋市、神奈川県横須賀市、滋賀県大津市、同野洲市等徴収アドバイザー
- ◆著書 (自治体関連)；生活再建型滞納整理の実務 (2013ぎょうせい)、自治体私債権回収のための裁判手続マニュアル (2013ぎょうせい)、自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務 (2018ぎょうせい)
- ◆活動内容；多重債務者・重複滞納者の生活再建に向けた債務整理・過払金の請求。自治体債権の回収。租税高額滞納法人の徴収。

団体程度しか、取立訴訟を行っていません。すなわち、給料差押え後の取立訴訟は、全自治体の5%弱程度しか行っていないわけです。言い換えれば、地方公共団体の9割が、給料差押え後、取立権を行使せず、給料債権を時効消滅させていることになり、実に危うい現状です。

〈Urban legend 2〉

給与照会の回答がないと給料差押可能額の計算ができず、差押えできない

〈Answer〉

誤り。債権差押通知書に具体的な差押金額の記載は不要。取立訴訟は、前年度の給与支払いの実績に基づき、差押可能金額を計算すればよい。

〈Comment〉

給料の債権差押通知書の差押債権の表示としては、「上記滞納者（債権者）が債務者に対して有する〇年〇月分以降の毎月の給料のうち国税徴収法第76条第1項額が掲げる金額を控除した金額の支払請求権。ただし、上記滞納金額に充るまで。」とするだけで、給料の差押可能金額を記載する必要はなく、給料明細がなくても債権差押通知書は作成できます。給料差押の段階で給料の差押可能額の計算が終了している必要はありません。

また、給料差押え後、取立てのための請求書（納付書）を送るときは、請求額を確定するため、「給料等の差押金額計算書」を作成する必

要がありますが、給料の額および税金・保険料など各種控除額は、昨年度の給料報告書を参考にし、概算額を記載すれば充分です。雇用主から、「金額が違う」と苦情があれば、どこがどう間違っているのか、聴取し、正確な計算書を出し直せばよいだけで、給料差押の効力が失われるわけではありません。

また取立訴訟（支払督促を含む）の差押債権の額（請求金額）も同様に確定すれば、まずは充分です。間違いを指摘されたならば、正しい請求金額に変更すればよいだけのことです。

〈Urban legend 3〉

給料差押え後の取立訴訟は、費用対効果が悪い

〈The fact〉

誤り。取立訴訟の実費は高くても3万円弱。勝訴率100%で、雇用主は、事業を継続しており、差押対象財産は必ず存在するので、徴収は確実。

〈Comment〉

「取立訴訟は費用対効果がない」という意見をよく聴きます。

具体的に、訴訟費用は予納郵券7,000円程度、訴訟手数料（収入印紙）は請求金額が200万円でも1万5,000円で、合計3万円弱で訴えの提起ができます。差押債権取立訴訟の訴状は、定型的で、被告の氏名、日付、金額を入れ替える程度で、完成します。そして、差押債権の取立訴訟は、100%勝訴で、裁判の口頭弁論期日も

多くて2回です。

訴えの提起には、議会の承認が必要となりますが（自治法96①十二）、支払督促の申立てであれば、議会の承認は不要です。

事業活動が継続し、給料の支払いがあるからこそ、給料の差押えをしたはずで、雇用主は預金や売掛金等の財産を保有することは確実です。「取立訴訟は費用対効果がない」とは、事実と異なる見解で、裁判手続をやらない言い訳にしか聞こえません。

〈Urban legend 4〉

相続財産管理人選任申立は、膨大な手間がかかる

〈The fact〉

誤り。一般の市民が定型用紙に記入して、相続財産管理人選任申立てをしている。

〈Comment〉

相続財産管理人の選任申立ては、相続財産の分与を受けたい特別縁故者、被相続人に不動産を賃貸していた所有者等、法律に疎い一般市民が弁護士等の援助を受けることもなく平然と申し立てています。定型の申立書が家庭裁判所の受付に備えてあり、それに必要事項を記載して、被相続人の出生まで遡った除籍謄本を添付して提出するだけです。戸籍をたどる相続人調査は、納税義務者の確定のために必須の基本業務であり、相続人調査を「膨大な手間」がかかるとして行わないことは職務懈怠です。

〈Urban legend 5〉

相続財産管理人の予納金は100万円も必要になる

〈The fact〉

不正確。100万円の予納金を求める家庭裁判所もあるが、相続財産管理人候補者の「予納金不要」の承諾があれば、官報公告費用4,000円程度の予納金でよい。

〈Comment〉

相続財産管理人選任申立てに際して、裁判所から求められる予納金は、東京都、神奈川県所

在の家庭裁判所、大阪高裁管轄地域での家庭裁判所では、1件100万円です。

しかし、市町村アカデミーの研修生の実務報告と私の経験及び調査によれば、名古屋高裁管轄下の家庭裁判所では40万円、広島高裁管轄下では50万円、福岡高裁管轄下では50万円です。

この予納金は、相続財産管理人に対する報酬の引き当てです。本来、相続財産管理人の報酬は、相続財産の換価代金より支払われますが（民法953、29②）、仮に相続財産の換価代金が報酬に足りなかった場合に備えて、裁判所に予納金を納めるわけです。

なので、申立人が推薦する相続財産管理人候補者が、「予納金不要」の条件を承諾し、相続財産管理人選任申立書に候補者弁護士名と予納金不要の旨を記載して、家庭裁判所に提出すれば、官報公告費用（4,000円弱）を超えて予納金の納付を求めない扱いとする家庭裁判所がほとんどです。

相続財産の換価により管理人報酬の支払いが可能であれば（例えば銀行預金が100万円以上ある等）、相続財産管理人候補者は、「予納金不要」について承諾してくれるはずです。

相続財産管理人候補者には、滞納税の優先支払いを失念せず、不動産の任意売却に尽力し、税務行政に理解のある弁護士を選びます。なお、申立人からの相続財産管理人の推薦を受け付けない家庭裁判所（大阪高裁管轄下の家庭裁判所）では、この取扱いはしていません。

〈Urban legend 6〉

先順位の抵当権が付いていたら、公売できない

〈The fact〉

不正確。先順位の担保権の被担保債権が消滅していることや、被担保債権の弁済が進んで債権額が不動産の処分予定価格を下回っていることもある。債権現在額の申出がなければ、被担保債権額はゼロ円認定でよい。

あるいは、先順位の担保権者と交渉して、債

権現在額申出額を、処分予定価格以下とする減額交渉が可能な場合もある。

〈Comment〉

差押えた不動産もしくは差押対象不動産に、先順位の抵当権、根抵当権、仮登記等の担保権（以下、単に「担保権」といいます）が付いている場合、いつまでも塩漬け状態にするのではなく、当該不動産の処分方針については滞納処分全体の方針を明確化する必要があります。

行うべき調査・交渉はあまたありますが、最低限以下の事項を調査・確認して、差押不動産の処分に動きを作り、公売を実行してゆきます。

1 調査を優先すべき対象被担保債権・調査事項

まずは、古くて耳慣れない担保と担保権者を優先調査の対象とします。

すなわち、昭和、平成の一ケタ時に担保が設定された再売買の予約、買い戻し特約、代物弁済の予約、〇〇仮登記などの担保のついた不動産を対象とします。

また、担保権者が個人や馴染みのない法人、地元の貸金業者等である不動産を優先的に調査対象とします。

加えて、サービサーが債権譲渡を受けて、5年以上経過している物件も優先調査の対象とします。

上記案件は、被担保債権が、弁済、時効完成により消滅して、公売が実施できる可能性があるからです。

2 先順位担保権者の所在確認

必ず住民票・商業登記簿で、担保権者の所在・存在の調査をします。担保権者が、個人・小規模法人の場合には、死亡している、住民票が追跡できない、商業登記簿に解散・清算登記がある、職権で閉鎖されている場合も多々あります。

3 先順位担保権者の被担保債権の存否・債権額の確認

先順位の担保権者の連絡先が判明したら、必ず文書で被担保債権の債務残高の照会をします。滞納者からは、借入日、借入金額、返済の経過（最終返済日）について、借用書、償還表、領収書、銀行の振込伝票等の提出を求めます。

また、滞納者および担保権者を、面談調査します。①最初から借入れのないカラ担保、②被担保債権の弁済の完了、③被担保債権の時効消滅、④担保権者の名義貸し、⑤正確な債務残高が確定できるのか等を確認することが、面談聴取の主眼点です。

4 所在不明、残高照会に回答がない場合

担保権者に被担保債権の照会書が送達できない場合、公示送達で滞納処分を続行できないか検討します。戸籍上死亡していないが所在不明の個人は公示送達ができます。

法人が廃業しその所在が不明の場合は、法人代表者が、清算会社で所在が不明の場合は清算終了時の清算人が、送達の相手方となりますが（地税法逐条解説602頁）、代表者、清算人も所在が不明な場合は、公示送達が可能であり、公示送達により滞納処分を続行します。

また、被担保債権の残高の照会の回答がない場合でも、文書の送達が可能であれば、滞納処分を続行します。

5 債権現在額申出がない、あるいは申出がないと想定されるとき

公示送達で、公売手続を進めてゆく場合、現実には債権現在額の申出はありません。また、先順位担保権者の所在調査、残高照会や事情聴取の対応状況から、債権現在額の申出がないと想定される場合があります。

債権現在額申出がない場合、国税徴収法基本通達130条関係5および換価事務提要127（2）は、国税に優先しない担保については、登記事

項により被担保債権の存否・金額を確認することを認めています。優先する担保権の債権額を算出する方法については、触れるところがありません。

現実の公売実務では、大事を取って、不動産登記簿上の被担保債権額や根抵当の極度額を債権現在額としています。民事執行法でも担保権者が債権届出をしない場合、届出をしなかったからといって自己の権利を失うものではないことから、同様の扱いをしています（東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編「民事執行の実務」Q37）。この扱いを墨守する結果、先順位担保権者に債権回収の意欲がない場合はもちろん、実際に債権が存在しない（消滅している）場合にまで、先順位担保権者の地位が尊重されて、無剰余となり、公売できないという不都合が全国各地で多数生じています。

思うに、債権現在額の決定は、滞納処分庁の権限です（徴収法130②）。国税徴収法141条の調査権を駆使し、優先する債権が存在しない蓋然性が高い、あるいは先順位担保権者に債権回収の意思がない（配当要求の意思がない）と認められ、債権現在額申出がなければ、先順位担保権の被担保債権額をゼロ円と決定して、公売を続行し、配当してよいでしょう。これにより、現実に損害を被る者は誰もいません。

6 先順位担保権者との債権現在額申出交渉

調査段階での被担保債権の残高照会に対する回答で、被担保債権額が差押不動産の処分予定価格を上回っても、諦めるのはまだ早い。

まずは、先順位担保権者に、何故、担保権を実行（競売申立て）しないのか、その事情を聞いてみます。民事執行法による競売申立手続が面倒で、費用負担も高額なので（一戸建ての土地建物の競売でも予納金が50万円程度かかる）、競売しないまま放置している場合があります。そのような事案では、担保権者から「税金は全部とっていいから、公売してくれ」と頼まれる

こともあります。

ダメ元で、先順位担保権者に、公売での債権現在額申出の金額を、不動産の処分予定価格から滞納税額を差し引いた金額とする（減額する）ように交渉してみます。先順位担保権者が、個人や中小事業者で、特に高齢者の場合は、債権現在額の減額要請に応じてくれることが多いものです。交渉がうまくまとまれば、先順位担保権者の気持ちが変わらないよう直ちに公売決定をして手続を進めます。

もっとも、債権現在額の減額約束は、紳士協定なので、反故にされる余地はあります。

7 先順位担保権の被担保債権の消滅時効が完成しているとき

(1) 被担保債権時効消滅による先順位担保の消滅

先順位担保の被担保債権が時効消滅すれば、先順位担保権も消滅するので、滞納処分による差押えの順位があがり、公売が可能になります。

留意点は、先順位担保権者と滞納者が通謀して、日付を遡らせた滞納者名義の領収書を偽造するなどして、被担保債権の消滅時効の中断事由を作出する企てを、いかにして阻止するかです。

(2) 消滅時効の援用

被担保債権の消滅時効期間（先順位担保権者が法人の場合5年、個人の場合10年）を経過していたら、滞納者に消滅時効の援用をさせます。滞納者が先順位担保権者に気兼ねして、消滅時効を援用しなければ、地方公共団体が、債権者代位により滞納者に代位して（民法423）、消滅時効を援用します（内容証明郵便で、滞納者を代位して消滅時効を援用する旨通知すればよい）。

(3) 先順位担保権登記の抹消

上記消滅時効の援用後、先順位担保権者が、「被担保債権の時効消滅を原因とする担保権抹消登記の承諾書」の提出に協力してくれるのであれば、不動産の所有者（滞納者）を代位し、

承諾書を添えて、担保権の抹消登記を嘱託申請します。

先順位担保権者の協力が得られない場合は、先順位の担保権者を被告として、債権者代位による先順位担保の被担保債権の消滅時効の援用と担保権抹消登記請求訴訟を提訴することになります。

〈Urban legend 7〉

滞納者が多重債務者・重複滞納者なら徴収不可能

〈The fact〉

誤り。弁護士による債務整理で、貸金業者の将来利息18%をカットし、ゼロ%とすることで、滞納税の分割納付の原資が確実に生まれる。

〈Comment〉

1 利息18%の重み

消費者金融、クレジット会社、銀行のカードローン（以下、「貸金業者」といいます。）は、借入限度額が、50万円程度で、利息は18%です。利息が、18%ということは、100万円の借入があれば、利息の支払いだけで、年間18万円（月額1万5,000円）、200万円の借入れであれば年間36万円（月額3万円）にもなります。

この将来利息を全額カットし、分割弁済の期間を5年（60回）とすれば、滞納税金の毎月の分割払いの原資が生まれます。利息18%、60回払いで元金100万円を返済するとその利息総額は52万3,000円、200万円の返済だと利息総額は104万7,000円となりますが、その利息総額を節約できます。

2 貸金業者との和解条件

弁護士による債務整理で、標準的な和解条件は、利息制限法の法定金利で利息計算した元利金の合計額を、利息ゼロ%（将来利息無し）で、36～60回の均等払いとするものです。貸金業者側も、破産して回収額がゼロ円となるより、長期少額でも元本さえ回収できればよいということで、和解に応じてくれます。

具体的には、下記表のようになります。

借入件数3件、借入総額140万7,000円、毎月の返済総額8万5,000円の滞納者について、和解後の毎月の返済総額は2万3,600円となり、毎月6万円を超える余裕ができます。

債務整理を始める前まで、遅れずにギリギリ支払っていたのであれば、毎月6万円の余裕ができれば、分納による租税滞納の解消の光が見えてきます。

3 弁護士費用

上記の債務整理は、弁護士が代理人となり、交渉しなければ、困難です。

弁護士が債務整理を受任すると和解ができるまでの間（3～12か月間）、滞納者は貸金業者への返済を全部止められます。その間に、弁護士費用を分割支払いすることになります。弁護士費用の標準額は、借入1件につき4万円と将来利息カット分の10%が標準的です。弁護士費用を支払っても、滞納者には十分な利益があります。

【債務整理前・後 弁済額一覧表】

単位・万円

	残債務額	和解前		和解後		
		毎月返済額	利息	毎月返済額	利息	分割回数
A社	72	3.5	18%	1.2	0%	60
B社	17.8	2	18%	0.31	0%	58
C社	50.9	3	17.8%	0.85	0%	60
合計	140.7	8.5		2.36		